

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名： 公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	H2.3.22	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	美浜町	職員数 (H19.4.1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	292円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5,292 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.858 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率 (%)	15.2 (H19)
		経常収支比率 (%)	93.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	美浜町公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	美浜町長 山口 治太郎
既存計画との関係	第3次美浜町行財政改革大綱（H18～H22）
公表の方法等	美浜町ホームページ掲載、3月議会での説明
基本方針	美浜町の公共下水道事業（管渠整備）は平成19年度が最終事業年度であることから、広報等による普及活動を通して水洗化率を向上させ使用料のアップを図り少しでも一般会計の繰り出し金を減少させていくことを目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	13.7	102.5		116.2
	補償金免除額	2.2	27.6		29.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	32.3	48.4		80.7
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	21.5	26.9		48.4

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債(公共下水道事業)	13,664	1,875		15,539
	〃		2,500		2,500
	〃		77,426		77,426
	〃		20,766		20,766
合 計 (A)		13,664	102,567		116,231
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		13,664	102,567		116,231

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債(公共下水道事業)	32,292	48,390		80,682
合 計 (A)		32,292	48,390		80,682
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		32,292	48,390		80,682

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債(公共下水道事業)	9,347	645		9,992
	〃	8,285	26,239		34,524
	〃	3,922			3,922
合 計 (A)		21,554	26,884		48,438
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,554	26,884		48,438

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>公共下水道事業は、計画面積3,071,000m<sup>2</sup>、処理人口11,194人（定住人口7,600人、観光人口3,594人）、処理水量6,000m<sup>3</sup>、計画期間は平成元年度～平成22年度までで事業認可を受けている。平成20年度事業認可変更を計画しており平成22年度から3か年で3池目の建設する予定でいる。平成18年度の処理人口は定住人口5,795人、観光人口2,304人（夏場）、処理水量2,045m<sup>3</sup>、水洗化率69.1%となっている。公共下水道特別会計として事業経理を行っているが、その内訳は、受益者負担金、使用料及び国庫補助金、県補助金、起債で対応し、不足額については一般会計繰入金で充当している。平成18年度の一般会計繰入金は293,100千円であった。</p> <p>尚、処理人口及び観光人口は平成15年度からわずかではあるが上昇の傾向にあり、処理水量も増となっている。よって使用料も増額となっている。しかし、処理水量が増えれば維持管理費も増えてくる。事業終了後の水洗化率が落ち着いた時点は、一般会計繰入金も減少してくると思われる。また、一元化を平成21年度から予定している集落排水特別会計との会計一本化も今後視野に入れて検討していく必要がある。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 745 627 790">課 題</td> <td data-bbox="627 745 1476 790">下水道の普及</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 790 1476 913">水洗化率が平成18年度69.1%（定住人口5,795人に対し水洗化人口4,005人）であることから、広報活動や下水道の日等における啓発活動を増やす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 913 627 958">課 題</td> <td data-bbox="627 913 1476 958">使用料の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 958 1476 1115">下水道使用料について隣町の若狭町等では定量制を導入しているが、当町では定量制及び従量制を導入している。よって、下水道の水洗化率の向上させるとともに、使用料の適正化による一定使用料の確保を目指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1115 627 1160">課 題</td> <td data-bbox="627 1115 1476 1160">維持管理費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1160 1476 1305">維持管理費の中で、人件費については平成19年度より1名減となっており、今後人件費の削減は見込めないが、事業完了後においては施設管理については現在の委託管理から包括管理への切替等によって管理費の削減を目指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1305 627 1350">課 題</td> <td data-bbox="627 1305 1476 1350"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1350 627 1395"></td> <td data-bbox="627 1350 1476 1395"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1395 627 1440">課 題</td> <td data-bbox="627 1395 1476 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1440 627 1485"></td> <td data-bbox="627 1440 1476 1485"></td> </tr> </table>	課 題	下水道の普及	水洗化率が平成18年度69.1%（定住人口5,795人に対し水洗化人口4,005人）であることから、広報活動や下水道の日等における啓発活動を増やす。		課 題	使用料の確保	下水道使用料について隣町の若狭町等では定量制を導入しているが、当町では定量制及び従量制を導入している。よって、下水道の水洗化率の向上させるとともに、使用料の適正化による一定使用料の確保を目指す。		課 題	維持管理費の削減	維持管理費の中で、人件費については平成19年度より1名減となっており、今後人件費の削減は見込めないが、事業完了後においては施設管理については現在の委託管理から包括管理への切替等によって管理費の削減を目指す。		課 題				課 題			
課 題	下水道の普及																				
水洗化率が平成18年度69.1%（定住人口5,795人に対し水洗化人口4,005人）であることから、広報活動や下水道の日等における啓発活動を増やす。																					
課 題	使用料の確保																				
下水道使用料について隣町の若狭町等では定量制を導入しているが、当町では定量制及び従量制を導入している。よって、下水道の水洗化率の向上させるとともに、使用料の適正化による一定使用料の確保を目指す。																					
課 題	維持管理費の削減																				
維持管理費の中で、人件費については平成19年度より1名減となっており、今後人件費の削減は見込めないが、事業完了後においては施設管理については現在の委託管理から包括管理への切替等によって管理費の削減を目指す。																					
課 題																					
課 題																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	286	307	162	154	173	185	190	199	210	222	
		(1) 営 業 収 益 (B)	56	65	72	83	91	89	94	95	95	96	
		ア 料 金 収 入	56	65	72	83	91	89	94	95	95	96	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		(2) 営 業 外 収 益	230	242	90	71	82	96	96	104	115	126	
		ア 他 会 計 繰 入 金	198	216	72	70	73	90	95	103	114	125	
	イ そ の 他	32	26	18	1	9	6	1	1	1	1		
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	210	212	221	211	227	238	237	230	231	227	
		(1) 営 業 費 用	85	85	89	77	89	99	103	108	115	115	
		ア 職 員 給 与 費	7	7	7	7	10	10	10	10	10	10	
		うち退職手当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		イ そ の 他	78	78	82	70	79	89	93	98	105	105	
		(2) 営 業 外 費 用	125	127	132	134	138	139	134	122	116	112	
ア 支 払 利 息		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
うち一時借入金利息	125	127	132	134	138	139	134	122	116	112			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	76	95	-59	-57	-54	-53	-47	-31	-21	-5			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,160	825	872	848	696	568	489	330	370	556	
		(1) 地 方 債	707	476	383	398	283	191	152	94	0	6	
		(2) 他 会 計 補 助 金	176	78	200	232	220	250	259	256	249	244	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	255	229	226	187	155	98	0	0	37	151	
		(6) 工 事 負 担 金	22	40	63	23	38	12	10	8	7	5	
		(7) そ の 他		2	1	8	1	0	0	0	0	0	
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,241	924	813	791	642	515	443	299	349	551	
		(1) 建 設 改 良 費	1,113	771	640	615	458	324	122	52	119	316	
		うち職員給与費	20	19	20	20	19	19	12	12	12	12	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	128	153	173	176	184	191	370	334	251	262	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-81	-99	59	57	54	53	46	31	21	5			

(単位:百万円 %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-5	-4	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	85	84	41	40	42	43	34	42	46	48
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	56	65	72	83	91	89	94	95	95	96
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	4,721	5,044	5,254	5,476	5,575	5,575	5,357	5,117	4,866	4,610
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	4,687	5,005	5,210	5,424	5,523	5,522	5,304	5,063	4,819	4,567
うちその他に係るもの	34	39	44	52	52	53	53	54	47	43

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	198	216	72	70	73	90	95	103	114	125
うち基準内繰入金	23	25	15	14	48	51	50	49	48	47
うち基準外繰入金	175	191	57	56	25	39	45	54	66	78
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	175	191	57	56	25	39	45	54	66	78
資 本 的 収 支 分	176	78	200	232	220	250	259	256	249	244
うち基準内繰入金	47	40	51	53	50	51	55	53	50	45
うち基準外繰入金	129	38	149	179	170	199	204	203	199	199
うち赤字補てん的なもの	129	38	149	179	170	199	204	203	199	199

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	20.42	21.55	22.26	24.79	24.06	27.07	26.72	26.80	27.49	27.53	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	84.62	84.11	41.12	39.79	42.09	43.12	41.67	43.07	45.55	48.05	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	69.23	70.36	44.44	45.45	42.20	48.65	50.00	51.76	54.29	56.31
	うち基準内繰入金	(%)	8.04	8.14	9.26	9.09	27.75	27.57	26.32	24.62	22.86	21.17
	うち基準外繰入金	(%)	61.19	62.22	35.18	36.36	14.45	21.08	23.68	27.14	31.43	35.14
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	61.19	62.22	35.18	36.36	14.45	21.08	23.68	27.14	31.43	35.14
	資本的収入分	(%)	15.17	9.45	22.94	27.36	31.61	44.01	66.93	81.27	67.30	43.88
	うち基準内繰入金	(%)	4.05	4.85	5.85	6.25	7.18	8.98	14.21	16.83	13.51	8.09
	うち基準外繰入金	(%)	11.12	4.60	17.09	21.11	24.43	35.03	52.72	64.44	53.79	35.79
うち赤字補てん的なもの	(%)	11.12	4.60	17.09	21.11	24.43	35.03	52.72	64.44	53.79	35.79	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	公共下水道事業(管渠工事)は平成19年度が事業最終年度となることから、今後は普及啓発に努力し、水洗化率を向上させ使用料の確保を目指す。平成6年度からの地元説明会において料金については事業完了後、再検討するという説明をしており、処理場3池目施設建設終了後に料金改正等を考えていかなければいけないと思う。それまで(事業完了まで)の期間は、下水道普及率の増加に伴う使用料の増加等に対応していく。
2 他会計繰入金の見込み	公債費元金、利子及び建設改良費への繰入金は今後低増を見込んではあるが、事業完了後はできる限り抑制し、安易に繰入金を出すことの無いよう対応していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資は、処理場の3池目建設が平成22年度から3年間予定しており、資産売却等による収入見込みはない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="159 296 616 1086"> <tr> <td data-bbox="159 296 616 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="616 296 2123 424">今年度、事務分担等の見直しにより1名減となっていることから人件費削減については難しいと思われるが、平成21年度には集落排水の管理についても、公共下水道と同じように一元化することが進められているので、下水道事業全般の事務分担の見直し、人員削減等について検討する。尚、美浜町集中改革プランには町全体のことがあげられており、公共下水道事業特別会計だけでは特記されていない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 616 528">給与のあり方</td> <td data-bbox="616 424 2123 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 616 671">               国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方             </td> <td data-bbox="616 528 2123 671">美浜町一般会計及び公共下水道特別会計については、おなじ給与体制です。 給料表の見直し：「8級制」「6級制」(H18に実施) 地域手当については支給していない。 特殊勤務手当については、使用料徴収に従事した職員に支給している。(従事した日：300円/日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 616 807">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="616 671 2123 807">公共下水道事業には、技能労務職員に相当する職種に従事する職員等は配置していない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 807 616 943">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="616 807 2123 943">美浜町職員全般について、退職時特別昇給の見直し：「1号級」「なし」(H18に実施)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 943 616 1086">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="616 943 2123 1086">公共下水道事業特別会計では、福利厚生事業に対する負担は行っていない。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	今年度、事務分担等の見直しにより1名減となっていることから人件費削減については難しいと思われるが、平成21年度には集落排水の管理についても、公共下水道と同じように一元化することが進められているので、下水道事業全般の事務分担の見直し、人員削減等について検討する。尚、美浜町集中改革プランには町全体のことがあげられており、公共下水道事業特別会計だけでは特記されていない。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	美浜町一般会計及び公共下水道特別会計については、おなじ給与体制です。 給料表の見直し：「8級制」「6級制」(H18に実施) 地域手当については支給していない。 特殊勤務手当については、使用料徴収に従事した職員に支給している。(従事した日：300円/日)	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	公共下水道事業には、技能労務職員に相当する職種に従事する職員等は配置していない。	退職時特昇等退職手当のあり方	美浜町職員全般について、退職時特別昇給の見直し：「1号級」「なし」(H18に実施)	福利厚生事業のあり方	公共下水道事業特別会計では、福利厚生事業に対する負担は行っていない。	
地方公務員の職員数の純減の状況	今年度、事務分担等の見直しにより1名減となっていることから人件費削減については難しいと思われるが、平成21年度には集落排水の管理についても、公共下水道と同じように一元化することが進められているので、下水道事業全般の事務分担の見直し、人員削減等について検討する。尚、美浜町集中改革プランには町全体のことがあげられており、公共下水道事業特別会計だけでは特記されていない。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	美浜町一般会計及び公共下水道特別会計については、おなじ給与体制です。 給料表の見直し：「8級制」「6級制」(H18に実施) 地域手当については支給していない。 特殊勤務手当については、使用料徴収に従事した職員に支給している。(従事した日：300円/日)												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	公共下水道事業には、技能労務職員に相当する職種に従事する職員等は配置していない。												
退職時特昇等退職手当のあり方	美浜町職員全般について、退職時特別昇給の見直し：「1号級」「なし」(H18に実施)												
福利厚生事業のあり方	公共下水道事業特別会計では、福利厚生事業に対する負担は行っていない。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="159 1195 616 1471"> <tr> <td data-bbox="159 1195 616 1331">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="616 1195 2123 1331">公共下水と集落排水の一元化を進め、経営の効率化を目指す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1331 616 1471">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="616 1331 2123 1471">経営課題 で掲げたように、現在、処理場の管理を委託しており管理業者と包括管理等も含めて協議を行っているが、事業完了後に的確な数値が把握できることから、事業完了後改めて検討する必要がある。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	公共下水と集落排水の一元化を進め、経営の効率化を目指す。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	経営課題 で掲げたように、現在、処理場の管理を委託しており管理業者と包括管理等も含めて協議を行っているが、事業完了後に的確な数値が把握できることから、事業完了後改めて検討する必要がある。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	公共下水と集落排水の一元化を進め、経営の効率化を目指す。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	経営課題 で掲げたように、現在、処理場の管理を委託しており管理業者と包括管理等も含めて協議を行っているが、事業完了後に的確な数値が把握できることから、事業完了後改めて検討する必要がある。												



## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>経営課題でも掲げたように、現状、140円/m<sup>3</sup>は低いとは思われないが、平成6年度からの地元説明会において料金について事業完了後再検討するという説明をしていることや、水洗化率がある程度一定化されるのが下水道事業終了後、又、3年以内に接続することが義務づけられていることなどから、平成24年度以後、処理場普及率と処理水量を検討し、コストに見合った料金等の改定も検討する。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>美浜町条例に基づき、予算、決算については広報やホームページで公開している。</p> <p>行政評価の導入</p> <p>町(一般行政)の取り組みに併せて導入を検討する。</p>
5 その他	<p>経営課題で掲げた下水道の普及について、管渠工事が今年度補助事業終了予定となっていることから、供用開始区域について広報等を通じ啓発に取り組む。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は今年度から1名減となっることから、人員削減は難しいと思われる。今後は集落排水の一元化に伴って人員削減等について検討する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金はなし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	事業完了後は繰り出し金を抑制し減少に努めていく。
4 その他	特になし。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	3,294	3,625	4,601	5,138	5,795		5,986	6,408	6,408	6,408	6,408	
	A 増減	-1	331	976	537	657	2,500	191	422	0	0	0	613
	水洗便所設置済人口(人)	2,495	2,718	3,230	3,483	4,005		4,190	4,486	4,670	4,870	5,122	
	B 増減	349	223	512	253	522	1,859	185	296	184	200	252	1,117
	水洗化率(%)	75.7	75.0	70.2	67.8	69.1		70.0	70.0	72.9	76.0	79.9	
	C 増減	10.6	-0.7	-4.8	-2.4	1.3	4.0	0.9	0.0	2.9	3.1	3.9	10.8
	有収水量(m³)	416,385	506,112	604,849	688,293	746,637		839,500	876,000	930,750	1,003,750	1,003,750	
	D 増減	-11,615	89,727	98,737	83,444	58,344	318,637	92,863	36,500	54,750	73,000	0	257,113
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	135	128	118	120	122		106	107	102	95	96	
	E 増減	14	-7	-10	2	2	1	-16	1	-5	-7	1	-26
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
F 増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収納率(%)	99.63	99.34	99.04	99.05	99.03		98.85	99.10	99.25	99.40	99.50		
G 増減	-0.37	-0.29	-0.30	0.01	-0.02	-0.97	-0.18	0.25	0.15	0.15	0.15	0.10	0.47
その他( )	H 増減												
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	11,243	12,928	14,328	16,523	18,148		22,350	23,573	23,690	23,809	23,928	
	増減	1,062	1,685	1,400	2,195	1,625	7,967	4,202	1,223	117	119	119	5,780
	職員数(人)	5	5	5	5	5		4	4	4	4	4	
	増減	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	-1
	管理運営費(千円)	338,025	364,466	393,850	387,410	410,023		428,344	459,713	481,754	482,340	484,997	
	I 増減	25,427	26,441	29,384	-6,440	22,613	97,425	18,321	31,369	22,041	586	2,657	74,974
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	103	101	86	75	71		72	72	75	75	76	
	J 増減	8	-2	-15	-11	-4	-24	1	0	3	0	1	5
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	661	594	530	484	507		471	484	478	444	446	
	K 増減	30	-67	-64	-46	23	-124	-36	13	-6	-34	2	-61
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	184	160	141	112	119		118	118	117	111	113		
L 増減	-18	-24	-19	-29	7	-83	-1	0	-1	-6	2	-6	
その他( )	M 増減												
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	20	22	22	25	24		27	27	27	27	27	28	
増減	1	2	0	3	-1	3	0	0	0	0	1		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	4,721	5,044	5,254	5,476	5,575		5,575	5,357	5,117	4,866	4,610		
増減	579	323	210	222	99	0	-218	-240	-251	-256			
収入の確保	使用料収入	56	65	72	83	91		89	94	95	95	96	
	改善額	4	8	7	11	8	38	1	2	3	5	6	17
	有収水量の増加	4	8	7	11	8	38	1	2	3	5	6	17
	使用料の適正化												
	収納率の向上		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他( )													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	338	364	394	387	410		428	460	482	482	485	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	24	24	25	24	25		25	19	20	20	20	
	改善額	-4	-4	-5	-4	-5	-22	0	6	5	5	5	21
	職員給与費の適正化	-4	-4	-5	-4	-5	-22	0	6	5	5	5	21
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与費中の退職手当												
	その他( )												
改善額													
計画前5年間改善額 合計							16	改善額 合計					38

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。  
 「収入の確保」その他 の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)  
 「経営の効率化」その他 の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)  
 使用料適正化の考え方 下水道事業が終わり3年後の平成23年度が公共下水道普及率が最大となると想定されるので、その後使用料等について検討する。  
 民間委託の取組状況 処理場の管理を平成7年度から民間委託しているが今後、包括管理等も含めて検討する。  
 その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 30